

男鹿市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 9 日

男鹿市教育委員会

教育長

男鹿市教育委員会規則第 1 号

男鹿市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

男鹿市教育委員会行政組織規則（平成 1 7 年男鹿市教育委員会規則第 7 号）を次のように改正する。

改正後			改正前		
(職員の職)			(職員の職)		
第 8 条 法律に特別の定めのあるもののほか、事務局等の職員の職は、次の表の左欄に掲げる職をそれぞれ同表中欄に掲げる組織に置くことができ、その職務は、それぞれ同表右欄に掲げるとおりとする。			第 8 条 法律に特別の定めのあるもののほか、事務局等の職員の職は、次の表の左欄に掲げる職をそれぞれ同表中欄に掲げる組織に置くことができ、その職務は、それぞれ同表右欄に掲げるとおりとする。		
左欄	中欄	右欄	左欄	中欄	右欄
(略)			(略)		
主幹	課	上司の命を受けて、課長を補佐するとともに、その所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	主幹	課	上司の命を受けて、課長を補佐するとともに、その所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
副館長	館	上司の命を受けて、館長を補佐し、館長に事故があるとき、又	副主幹	課	上司の命を受けて、主幹等を補佐するとともに、その所管の事務を掌理し、

改正後			改正前		
		は欠けたときは、その職務を代理する。			所属職員を指揮監督する。
副主幹	課	上司の命を受けて、主幹等を補佐するとともに、その所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	館長補佐	館	上司の命を受けて、 <u>館長を補佐し、館長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。</u>
館長補佐	館	上司の命を受けて、 <u>副館長等を補佐するとともに、その所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</u>	(略)		
(略)					
備考 (略)			備考 (略)		
2 (略)			2 (略)		

改正箇所は、太枠で示した部分及び下線が引かれた部分である。

附 則
この規則は、令和6年4月1日から施行する。